

○厚生労働省令第三十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十五条第一項、第十七条第一項及び第五十二条第一項並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第七条の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四 六 (略)</p> <p>(求職活動支援書の作成等)</p> <p>第六条の三 (略)</p> <p>2 七 (略)</p> <p>8 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、<u>解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)</u>その他の<u>事業主の都合とする。</u></p>	<p>(再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十八号。第六条の三第八項において「平成二十四年改正法」という。)</u>附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる離職</p> <p>五 七 (略)</p> <p>(求職活動支援書の作成等)</p> <p>第六条の三 (略)</p> <p>2 七 (略)</p> <p>8 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、平成二十四年改正法附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことその他事業主の都合とする。</p>

様式第二号を次のように改める。



公共職業安定所コード番号

（公共職業安定所で記入すること）

# 高齢者雇用状況等報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。  
 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)			②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)		
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒( )		電話番号 ( )		
	④法人番号					
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容	⑥労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	
定年制の状況	⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)				
	⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし				
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下( <input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ 親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等 (ii) 65歳超 ( <input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ その他の会社) →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象( 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準(65歳超)の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ 基準に該当する者を対象( 歳まで雇用 ・基準(65歳超)の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)				
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内容( <input type="checkbox"/> イ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ロ 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ハ その他) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし				
⑫創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置( <input type="checkbox"/> イ) 業務委託 <input type="checkbox"/> ロ 自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ハ 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ニ 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意( <input type="checkbox"/> イ) 同意を得ている <input type="checkbox"/> ロ) 同意を得ていない) →c 対象 → <input type="checkbox"/> イ 希望者全員を対象( 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ 基準に該当する者を対象( 歳まで就業支援 ・基準の根拠 ( <input type="checkbox"/> a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により創業支援等を実施する場合を含む)					
⑬創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容( <input type="checkbox"/> イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし					
⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている →( <input type="checkbox"/> イ) 該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ) 上限年齢を規定していない) <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →( <input type="checkbox"/> イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ) 検討中 <input type="checkbox"/> ハ) 65歳を超えて雇用等する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ) 予定なし					

⑮常用労働者数 (うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
⑯過去1年間の離職者の状況 (うち女性)		解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 (うち女性) 人 うち求職活動支援書を作成した対象者数 (うち女性) 人							
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況  (うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数		(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)		(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等	
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況  (うち女性)	(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h)	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )
⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況  (うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)			(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数		(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)		
	( 人 )	( 人 )			( 人 )		( 人 )		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職			氏名		

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第二条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号(2)を次のように改める。



雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)

① 被保険者番号		フリガナ										④ 離職年月日		令和	年	月	日		
② 事業所番号		離職者氏名										令和		年	月	日			
⑤ 名称 事業所所在地 電話番号		⑥ 離職者の〒 住所又は居所 電話番号( )										令和		年	月	日			
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。												※離職票交付		令和	年	月	日		
住所												(交付番号)		番					
事業主氏名																			
離職の日以前の賃金支払状況等																			
⑧ 被保険者期間算定対象期間			⑨		⑩		⑪			⑫			⑬						
⑨の期間における賃金支払基礎日数			賃金支払対象期間		賃金額			備考											
⑩の基礎日数			⑪の基礎日数		A B 計														
A 一般被保険者等			B 短期雇用特例被保険者																
離職日の翌日		月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	
月 日～ 離職日		月	日	離職月	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	離職日	月	日	
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
月 日～ 月 日		月	日	月	日	月 日～ 月 日	日												
⑭ 賃金に関する特記事項		⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。										(離職者氏名)							
※公共職業安定所記載欄		⑮欄の記載		有・無		⑯欄の記載		有・無		資・聴									

本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

また、本手続きについて、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号	※ 所長	次長	課長	係長	係

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由	※離職区分
<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの	1A
<input type="checkbox"/>	(1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職	1B
<input type="checkbox"/>	(2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	2A
<input type="checkbox"/>	2 定年によるもの	2B
<input type="checkbox"/>	定年による離職(定年 歳)	2C
<input type="checkbox"/>	定年後の継続雇用 {を希望していた(離職に至った理由を以下のa・bから1つ選択してください) を希望していなかった}	2D
<input type="checkbox"/>	a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。)	2E
<input type="checkbox"/>	b その他(具体的理由: )	3A
<input type="checkbox"/>	3 労働契約期間満了等によるもの	3B
<input type="checkbox"/>	(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職	3C
<input type="checkbox"/>	(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)	3D
<input type="checkbox"/>	(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当する・しない)	4D
<input type="checkbox"/>	(当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない)	5E
<input type="checkbox"/>	(定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない)	
<input type="checkbox"/>	(4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない)	
<input type="checkbox"/>	→ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった)	
<input type="checkbox"/>	(2) 労働契約期間満了による離職	
<input type="checkbox"/>	① 下記②以外の労働者	
<input type="checkbox"/>	(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)	
<input type="checkbox"/>	(契約を更新又は延長することの確約・合意の有・無(更新又は延長しない旨の明示の有・無))	
<input type="checkbox"/>	(直前の契約更新時に雇止め通知の有・無)	
<input type="checkbox"/>	(当初の契約締結後に不更新条項の追加がある・ない)	
<input type="checkbox"/>	労働者から契約の更新又は延長 {を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった}	
<input type="checkbox"/>	② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者	
<input type="checkbox"/>	(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回)	
<input type="checkbox"/>	(契約を更新又は延長することの確約・合意の有・無(更新又は延長しない旨の明示の有・無))	
<input type="checkbox"/>	労働者から契約の更新又は延長 {を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった}	
<input type="checkbox"/>	a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合	
<input type="checkbox"/>	b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	
<input type="checkbox"/>	(aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入の上、具体的な理由を記載してください。)	
<input type="checkbox"/>	(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	
<input type="checkbox"/>	(4) 移籍出向	
<input type="checkbox"/>	4 事業主からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>	(1) 解雇(重責解雇を除く。)	
<input type="checkbox"/>	(2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	
<input type="checkbox"/>	(3) 希望退職の募集又は退職勧奨	
<input type="checkbox"/>	① 事業の縮小又は一部廃止に伴う人員整理を行うためのもの	
<input type="checkbox"/>	② その他(理由を具体的に )	
<input type="checkbox"/>	5 労働者の判断によるもの	
<input type="checkbox"/>	(1) 職場における事情による離職	
<input type="checkbox"/>	① 労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため	
<input type="checkbox"/>	② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため	
<input type="checkbox"/>	③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い)があったと労働者が判断したため	
<input type="checkbox"/>	④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職	
<input type="checkbox"/>	⑤ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無)	
<input type="checkbox"/>	⑥ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地: )	
<input type="checkbox"/>	⑦ その他(理由を具体的に )	
<input type="checkbox"/>	(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)	
<input type="checkbox"/>	6 その他(1—5のいずれにも該当しない場合)	
<input type="checkbox"/>	(理由を具体的に )	

具体的事情記載欄(事業主用)

⑯離職者本人の判断(○で囲むこと)  
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し  
(離職者氏名)

雇 用 保 険 被 保 険 者 離 職 票 — 2

① 被保険者番号		③ フリガナ		④ 離職年月日		令和	年	月	日	
② 事業所番号		離職者氏名		⑤ 離職者の住所又は居所		電話番号( )				
⑤ 名称		事業所所在地		電話番号		住所				
事業主氏名		※ 令和 年 月 日付で交付した離職票-1 (交付番号 )に係る賃金支払状況である。		公共職業安定所長 印						
離職の日以前の賃金支払状況等										
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数		⑩ 賃金支払対象期間		⑪ ⑩の基礎日数		⑫ 賃金額		⑬ 備考
A 一般被保険者等		B 短期雇用特例被保険者		A		B		計		
離職日の翌日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
⑭ 賃金に関する特記事項		□運転免許証 □個人番号カード		□旅券 □住民票記載事項証明書		□国民健康保険資格確認書(健康保険資格確認書)		□その他( )		
※公共職業安定所記載欄		⑮欄の記載 有・無		⑯欄の記載 有・無		資・聴		写真欄 3×2.4		

⑦離職理由欄…離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の離職者記入欄の口の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職者記入欄	離職理由	※離職区分
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 定年によるもの 2 定年による離職(定年 歳) 定年後の継続雇用 { を希望していた(離職に至った理由を以下のa・bから1つ選択してください) を希望していなかった a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。) b その他(具体的理由: )	1B 2A 2B 2C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職(1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ある・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一様に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められて いた・いなかった)	2D 2E 3A 3B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった 【契約の更新又は延長の希望の 有・無】	3C 3D 4D 5E
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。) (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) 【契約の更新又は延長の希望の 有・無】	1A 1B 2A 2B
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	2C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 移籍出向	2C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇(重責解雇を除く。) (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨	2D
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ② その他(理由を具体的に )	2E
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動(故意の排斥、嫌がらせ等)を受けたと労働者が判断したため ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い)があったと労働者が判断したため ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ⑤ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) ⑥ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地: ) ⑦ その他(理由を具体的に )	3A 3B 3C
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) ① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため ② 妊娠、出産、育児等のため ③ 家庭の事情と急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため ④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため ⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所: ) ⑥ その他(理由を具体的に )	3D 4D
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 その他(1-5のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に )	5E
具体的事情記載欄(事業主用)			
具体的事情記載欄(離職者用)事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。			

注 意

- 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
- この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

※基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面のⅡ「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

⑯ 離職者本人の判断(○で困むこと) 事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し	⑰ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。 (離職者氏名)
--	---



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中様式第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

### (様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。